

議案第 7 2 号

文化の家特定天井等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）  
請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び長久手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年長久手村条例第 1 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名     | 文化の家特定天井等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）                       |
| 2 | 工 事 場 所   | 長久手市野田農地内  |
| 3 | 工 事 の 概 要 | 特定天井等改修工事<br>内容 天井改修工事、昇降機改修工事等 一式                   |
| 4 | 請負契約金額    | 金 8 1 3 , 4 4 5 , 6 0 0 円                            |
| 5 | 請 負 契 約 者 | 名古屋市守山区大森一丁目 2 7 0 1 番地<br>株式会社宇佐美組名古屋支店<br>支店長 藤井 正 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札）                                |

## 説 明

この案を提出するのは、文化の家特定天井等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）施行のため必要があるからである。

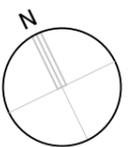
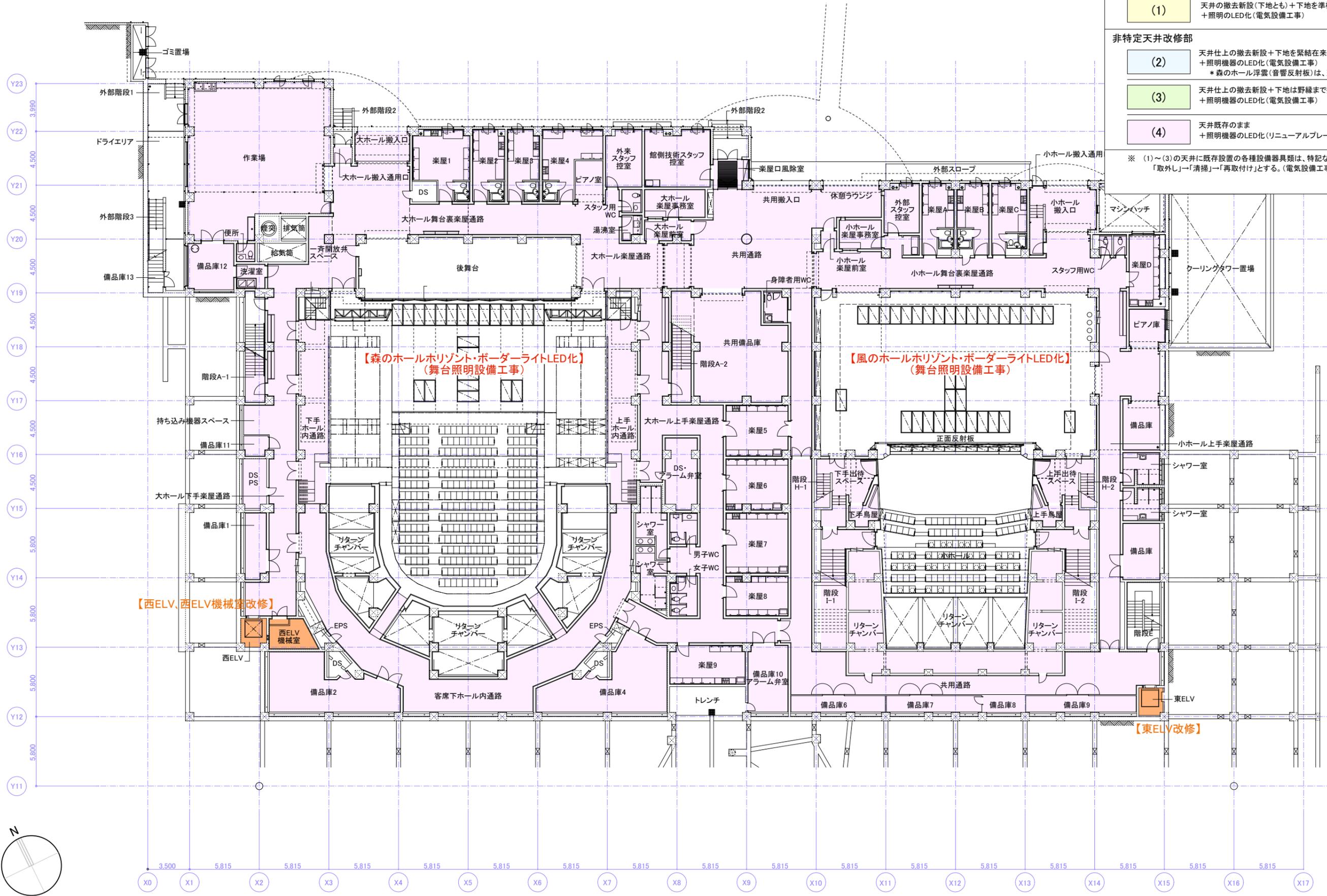
# 位置図



1/4,000

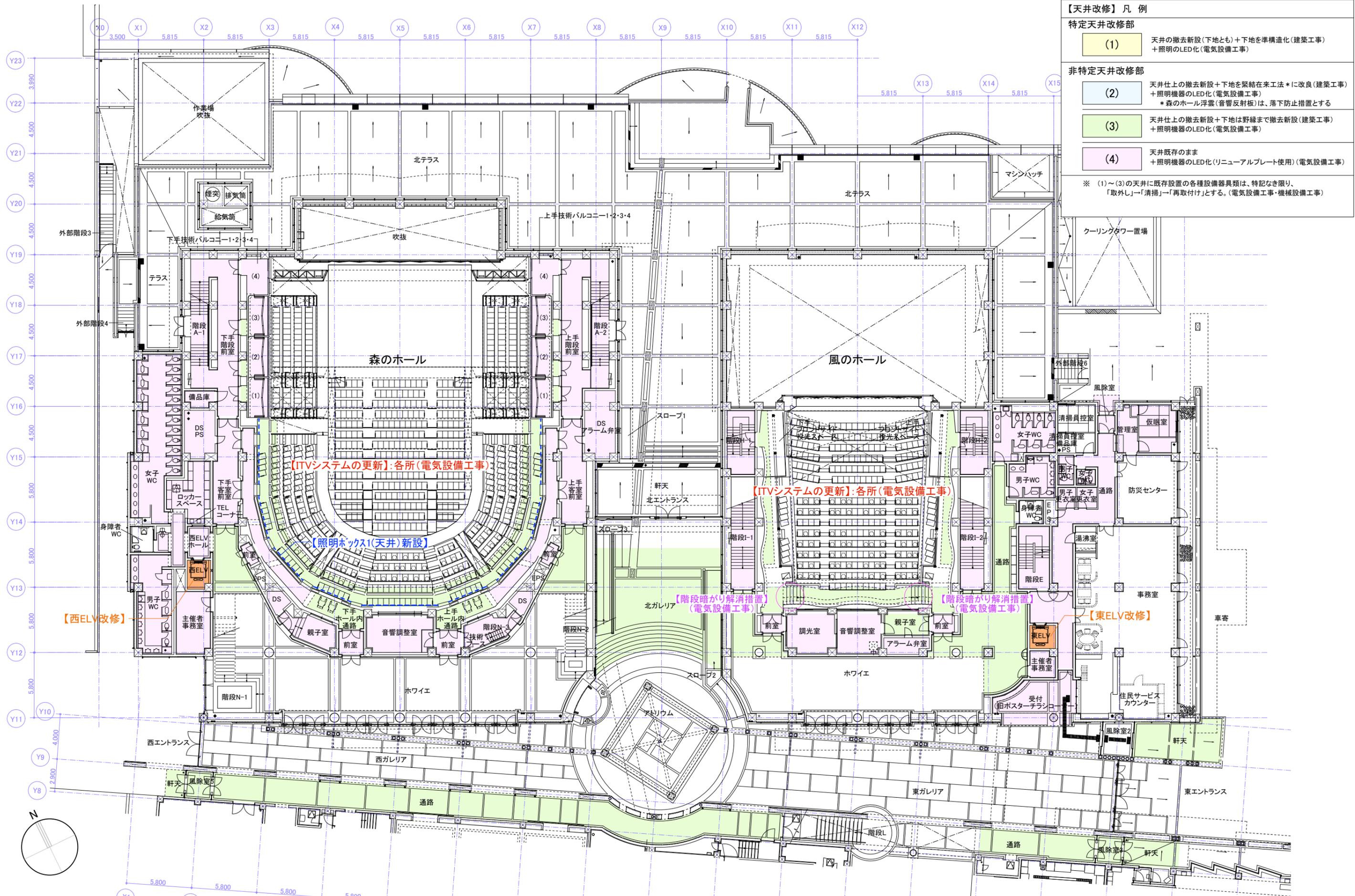


【天井改修】凡例	
特定天井改修部	
(1)	天井の撤去新設(下地とも)+下地を準構造化(建築工事) +照明のLED化(電気設備工事)
非特定天井改修部	
(2)	天井仕上の撤去新設+下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) +照明機器のLED化(電気設備工事) *森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設+下地は野縁まで撤去新設(建築工事) +照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま +照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	



特記事項:	

文化の家特定天井等改修工事	
図面名称	ホール棟 地下1階平面図(改修範囲図)
縮尺	1/150
図号	
設計者	
実務担当者	
承認者	
図面番号	NB2-A017
一級建築士事務所 12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士 第289714号 長谷川祥久	



**【天井改修】凡例**

**特定天井改修部**

(1) 天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事)  
+ 照明のLED化(電気設備工事)

**非特定天井改修部**

(2) 天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法 \* に改良(建築工事)  
+ 照明機器のLED化(電気設備工事)  
\* 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする

(3) 天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事)  
+ 照明機器のLED化(電気設備工事)

(4) 天井既存のまま  
+ 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)

※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)

特記事項:

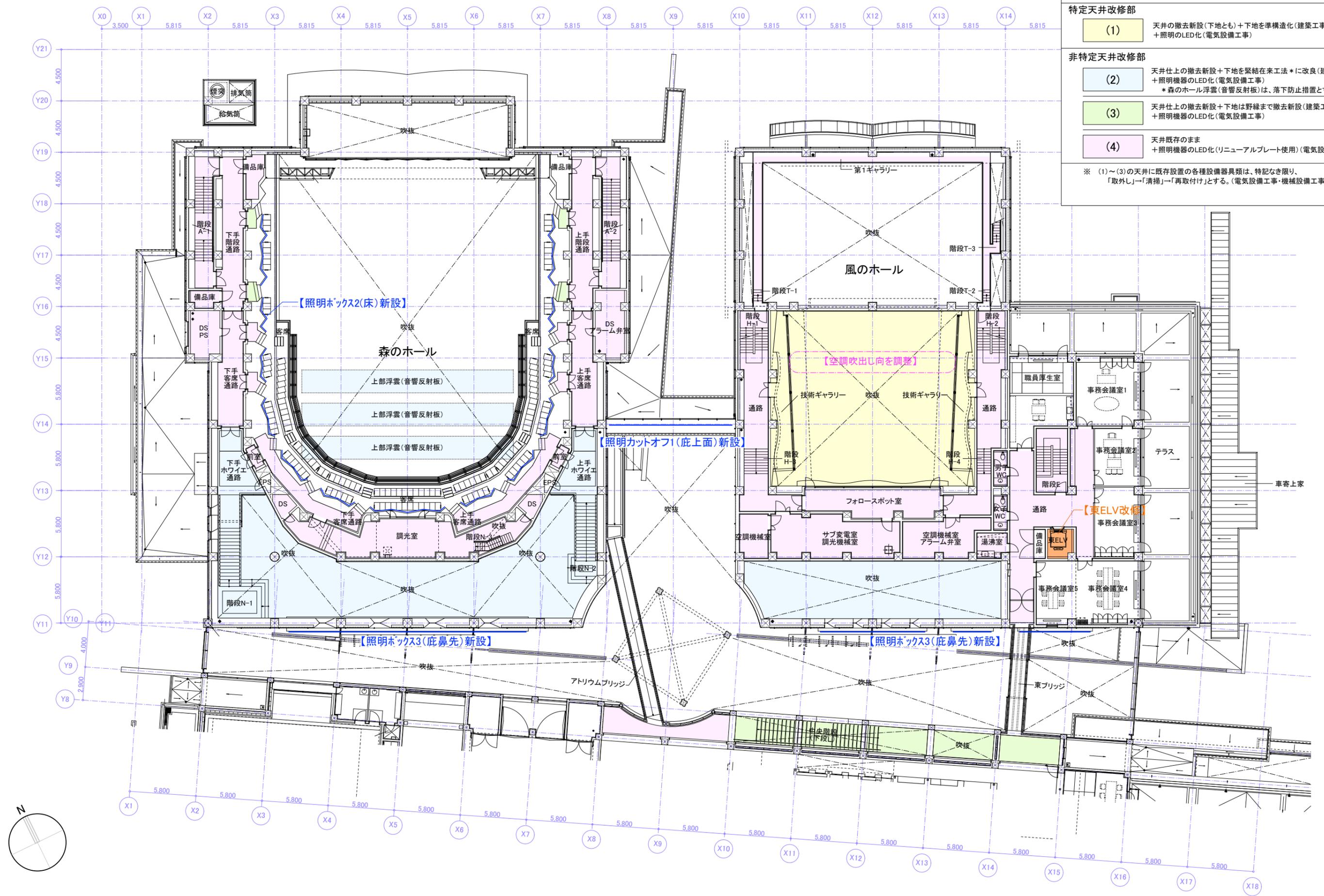

文化の家特定天井等改修工事

図面名称	ホール棟 1階平面図(改修範囲図)	実施図	●
縮尺	1/150	原図	○
日付			

**NB2-A018**

一級建築士事務所 12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士 289714号 長谷川祥久

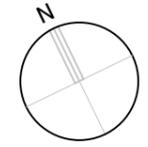
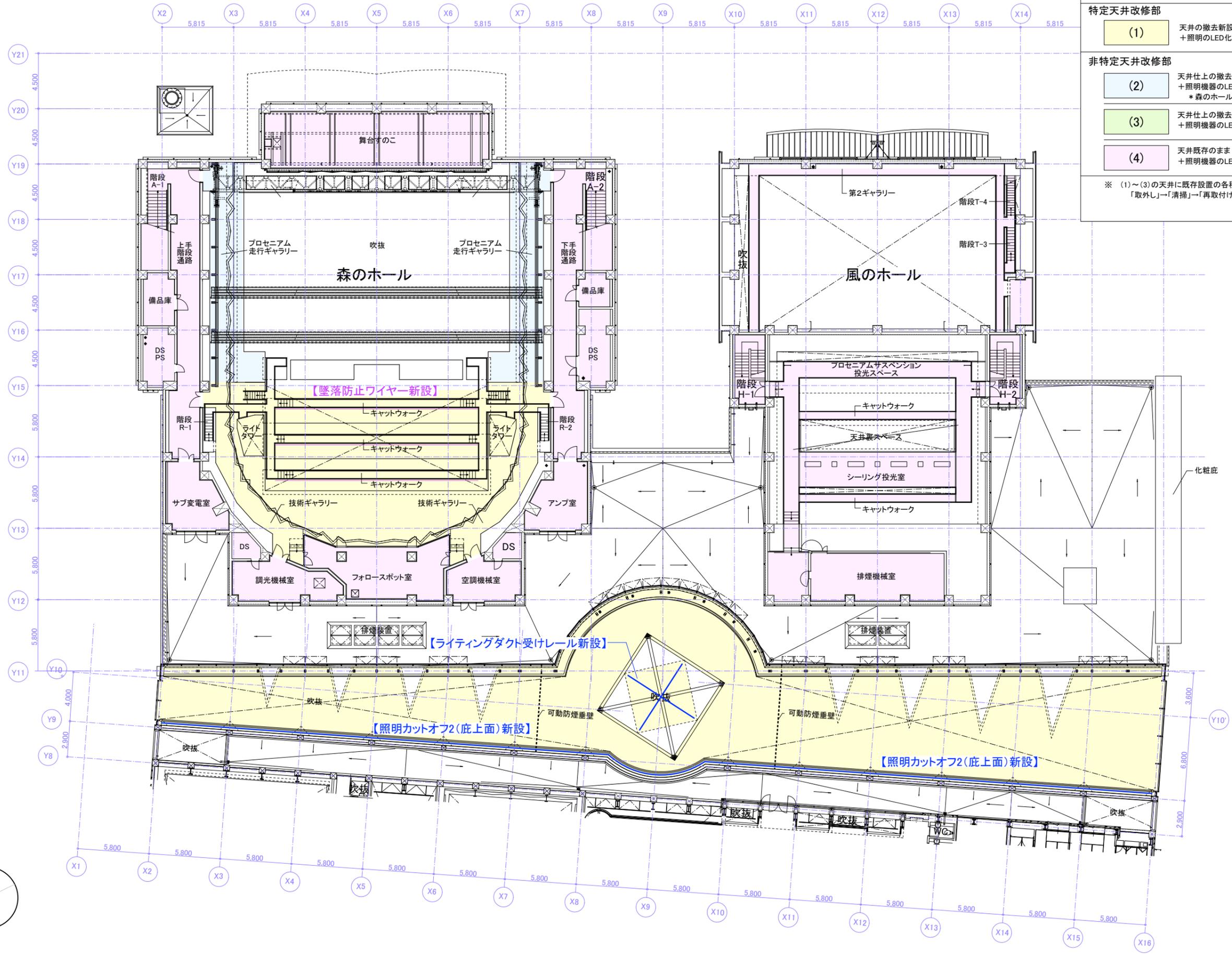
【天井改修】凡例	
特定天井改修部	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
非特定天井改修部	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法 * に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	



特記事項:	

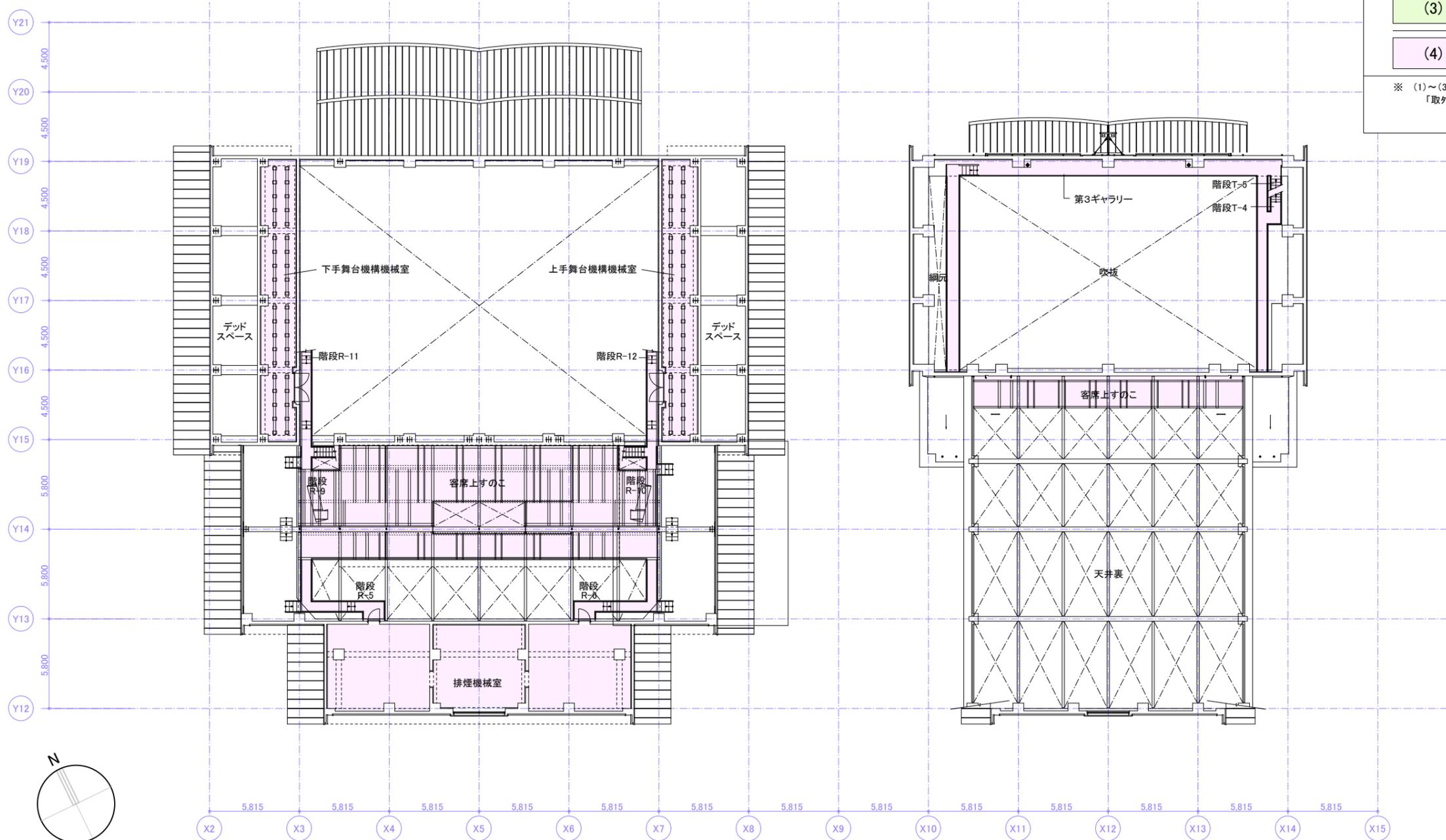
文化の家特定天井等改修工事	
図面名称	ホール棟 2階平面図(改修範囲図)
縮尺	1/150
図号	
実施図	●
校印	
一級建築士事務所 12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士 289714号 長谷川祥久	

【天井改修】凡例	
特定天井改修部	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
非特定天井改修部	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	



特記事項:	

文化の家特定天井等改修工事	
図面名称	ホール棟 3階平面図(改修範囲図)
縮尺	1/150
日付	
実施図	●
校印	
一級建築士事務所 12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士 289714号 長谷川祥久	



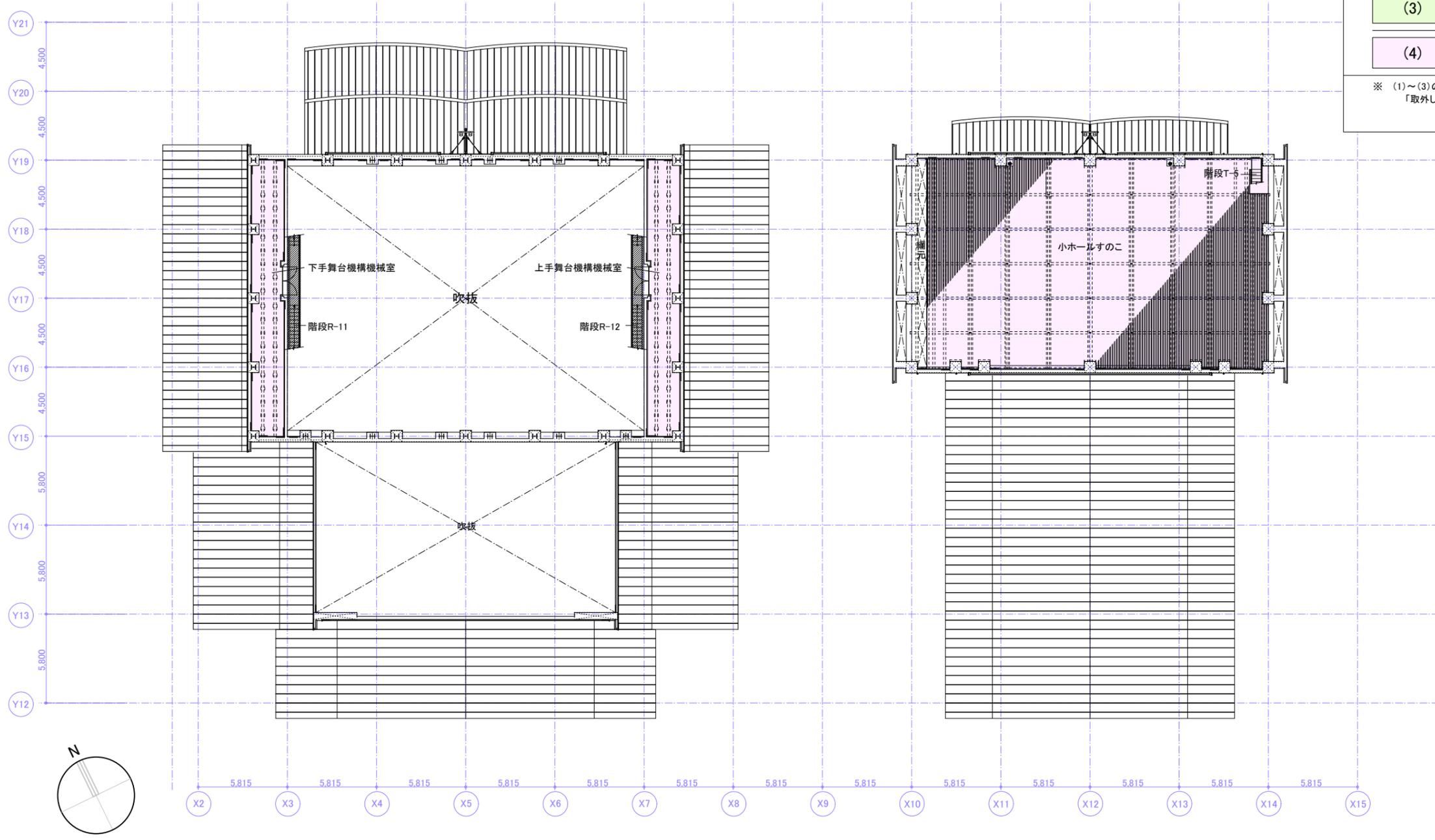
【天井改修】凡例	
特定天井改修部	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
非特定天井改修部	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	

特記事項:

文化の家特定天井等改修工事	
<b>NB2-A021</b>	
図名	ホール棟 R1階平面図(改修範囲図)
縮尺	1/150
日付	

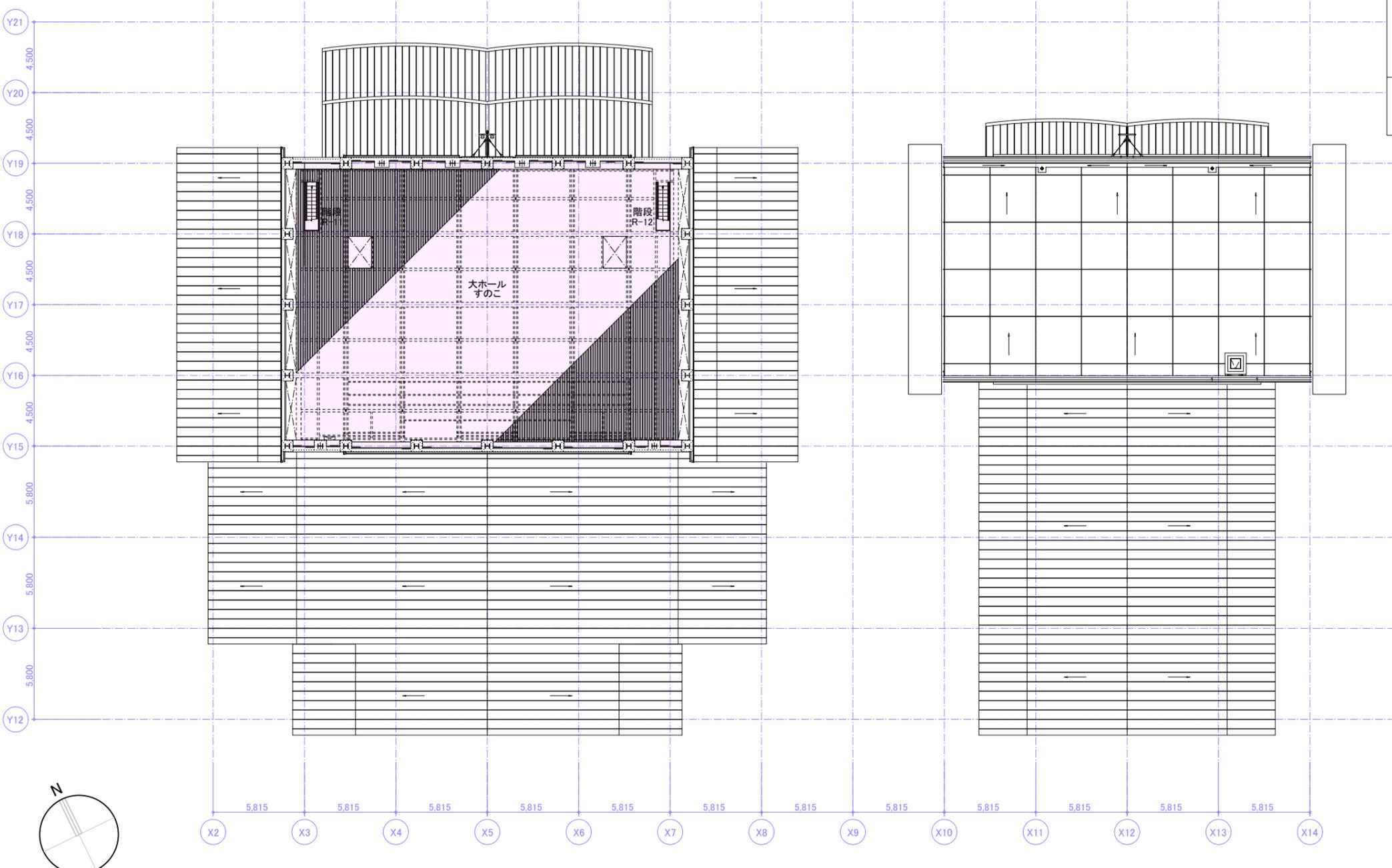
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士第289714号 長谷川祥久

【天井改修】凡例	
特定天井改修部	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
非特定天井改修部	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	



特記事項:	

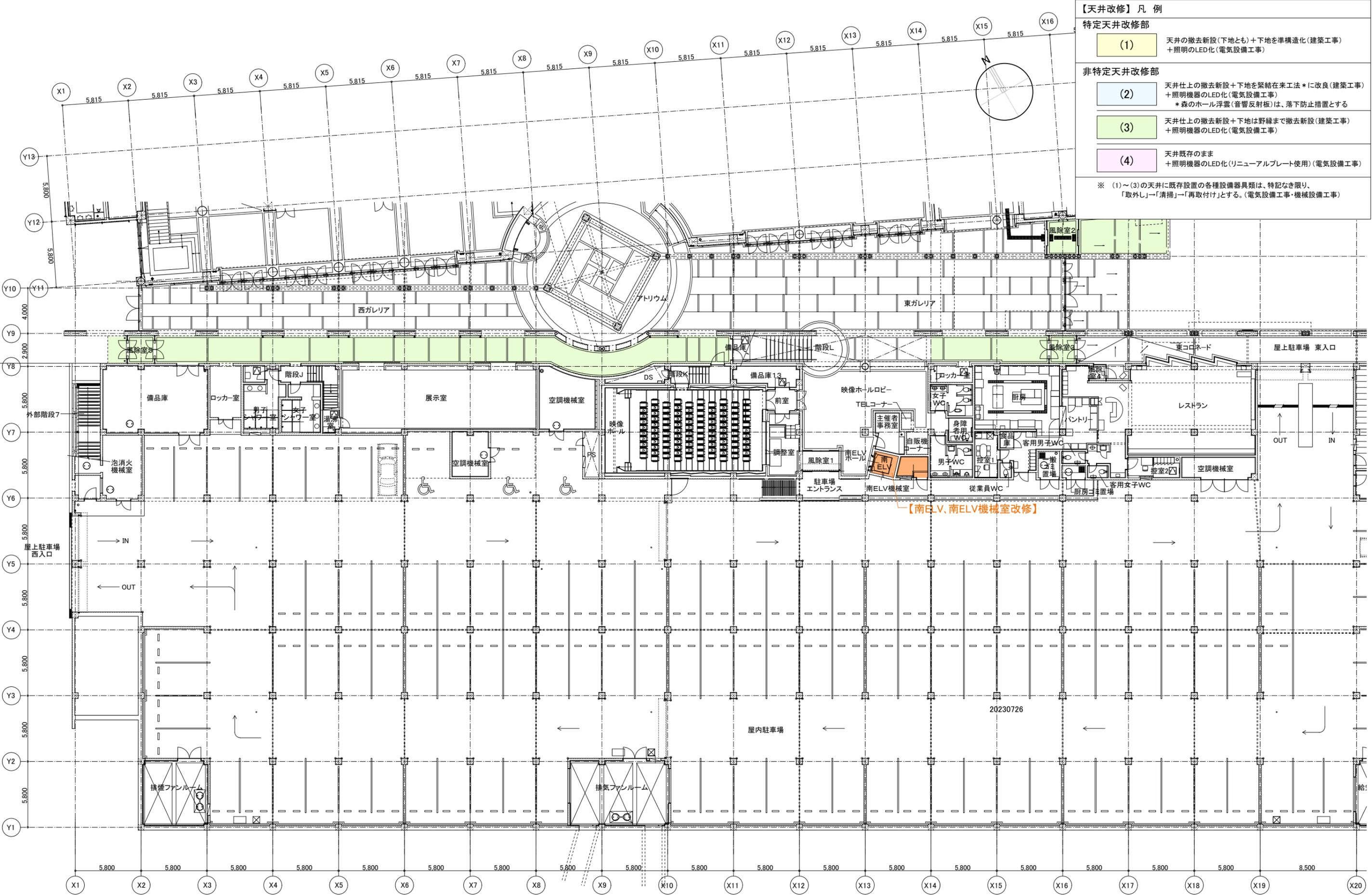
文化の家特定天井等改修工事		図名	ホール棟 R2階平面図(改修範囲図)	実施期	●
		縮尺	1/150	図章	
		日付		備考	
		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士第289714号 長谷川祥久			



【天井改修】凡例	
<b>特定天井改修部</b>	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
<b>非特定天井改修部</b>	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	

特記事項:

文化の家特定天井等改修工事	
<b>NB2-A023</b>	
図名 ホール棟 R3階平面図(改修範囲図)	実施期 ●
縮尺 1/150	図例
日付	
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士第289714号 長谷川祥久	



**【天井改修】凡例**

**特定天井改修部**

(1) 天井の撤去新設(下地とも)+下地を準構造化(建築工事)  
+照明のLED化(電気設備工事)

**非特定天井改修部**

(2) 天井仕上の撤去新設+下地を緊結在来工法\*に改良(建築工事)  
+照明機器のLED化(電気設備工事)  
\*森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする

(3) 天井仕上の撤去新設+下地は野縁まで撤去新設(建築工事)  
+照明機器のLED化(電気設備工事)

(4) 天井既存のまま  
+照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)

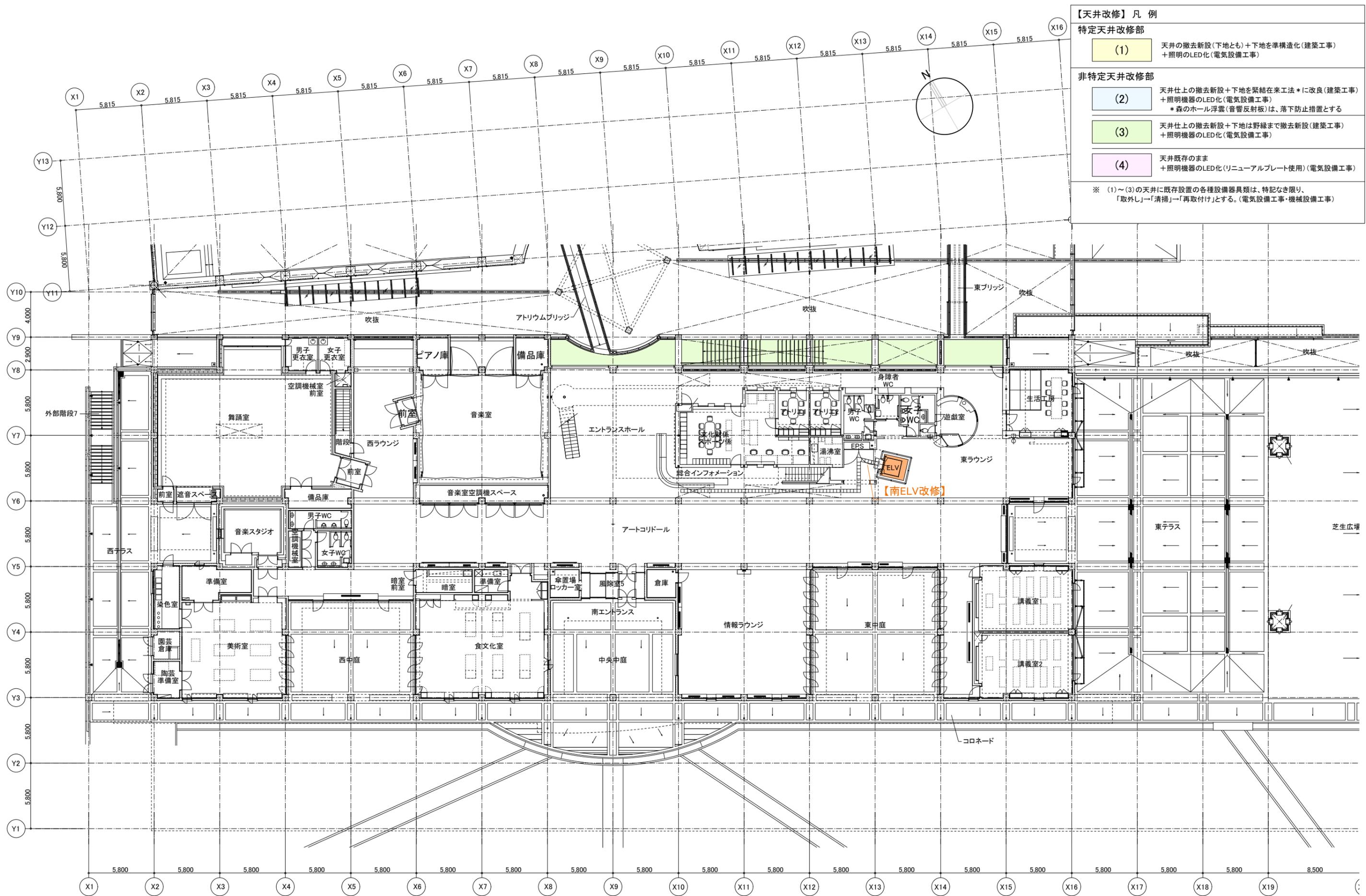
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)

特記事項:


文化の家特定天井等改修工事

**NB2-A025**

図面名称: アトリウム棟 1階平面図(改修範囲図)  
縮尺: 1/150  
図号: NB2-A025  
設計: 一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所  
東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F  
一級建築士第289714号 長谷川祥久



**【天井改修】凡例**

**特定天井改修部**

(1) 天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)

**非特定天井改修部**

(2) 天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法\*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)  
\* 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする

(3) 天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)

(4) 天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)

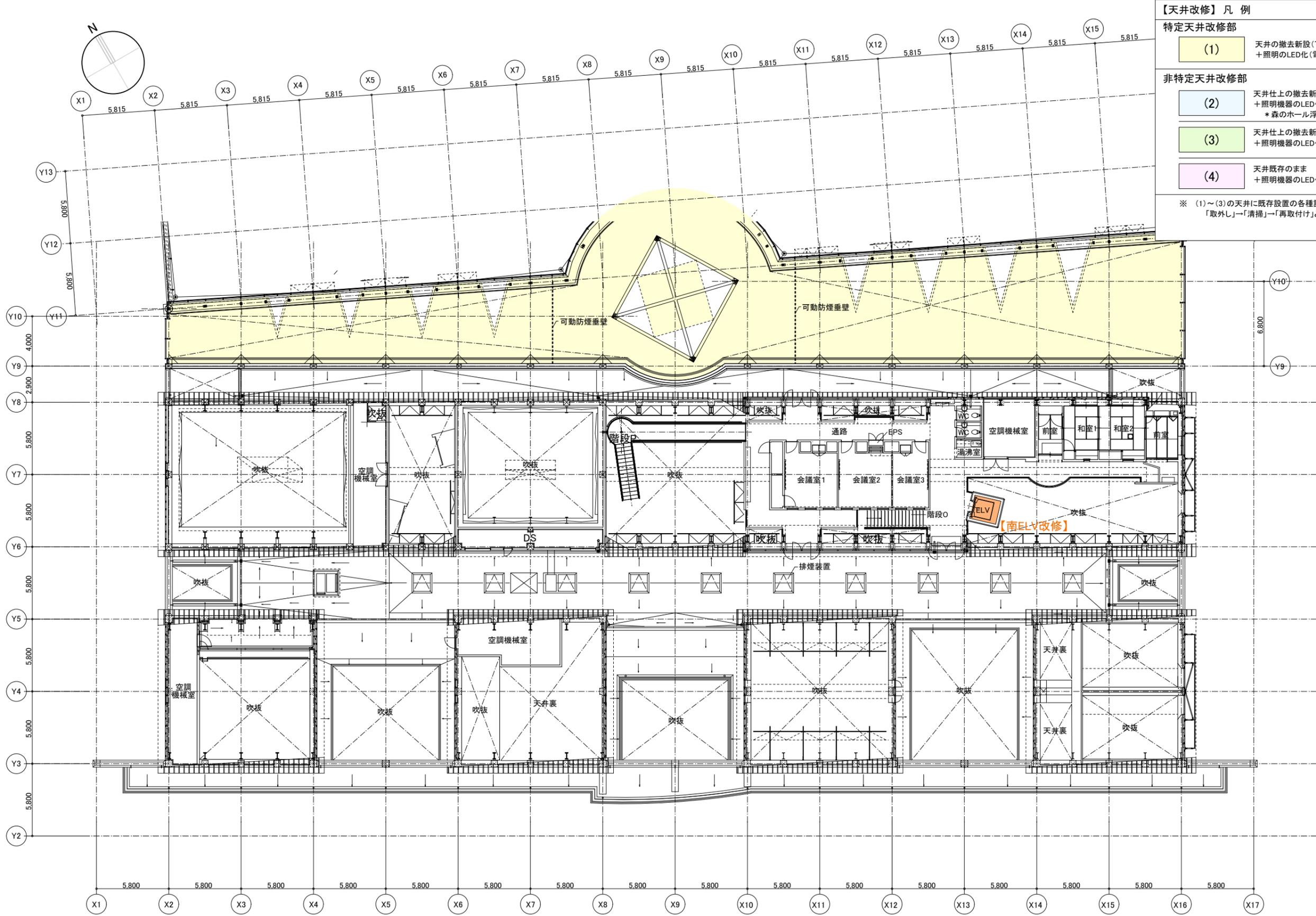
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)

特記事項:


文化の家特定天井等改修工事

図名	アートリビング棟 2階平面図(改修範囲図)	実施図	●
縮尺	1/150	図説	●
日付			

一級建築士事務所 12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10JT本郷3F 一級建築士 289714号 長谷川祥久



【天井改修】凡例	
<b>特定天井改修部</b>	
(1)	天井の撤去新設(下地とも) + 下地を準構造化(建築工事) + 照明のLED化(電気設備工事)
<b>非特定天井改修部</b>	
(2)	天井仕上の撤去新設 + 下地を緊結在来工法*に改良(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事) * 森のホール浮雲(音響反射板)は、落下防止措置とする
(3)	天井仕上の撤去新設 + 下地は野縁まで撤去新設(建築工事) + 照明機器のLED化(電気設備工事)
(4)	天井既存のまま + 照明機器のLED化(リニューアブルプレート使用)(電気設備工事)
※ (1)~(3)の天井に既存設置の各種設備器具類は、特記なき限り、「取外し」→「清掃」→「再取付け」とする。(電気設備工事・機械設備工事)	

特記事項:

文化の家特定天井等改修工事	
図面名称	アートリビング棟 3階平面図(改修範囲図)
縮尺	1/150
図号	NB2-A027
設計	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所
監理	東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 一級建築士第28974号 長谷川祥久